「簿書番外」資料に係る目録の修正について（お知らせ）

令和２年（2020年）12月９日　北海道立文書館

平成26年（2014）8月21日に、当館所蔵の開拓使文書原本が国の重要文化財に指定されました。
指定に先立ち物理的な点数を確定する必要があったため、請求記号が「簿書番外」で始まる資料について、重要文化財に指定される予定のもの以外も含め、内容や数量を点検し直しました。
点検の結果、目録の各項目の内容を変更したり、同一の請求記号にまとめられているが関係が薄いと判断した資料を関係が濃いと判断した他の請求記号に移動したりしました。
その結果、以前に『北海道立文書館所蔵資料目録』（北海道立文書館）や電子目録（検索データベース）（以下「既存目録」という。）で公表済だった情報と差異が生じたものがありました。
この変更については特に周知しておりませんでしたので、利用者の皆さまを困惑させてしまうこともあったかと思われます。ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。
改めて、既存目録から変更になった点をお知らせするとともに、公開注の目録だけを見てもそれがわかるように目録を再修正します。
なお、今回の再修正に当たっては、次の方針に則って行っています。

１．公文書名、主務者名が既存目録のものから変更になった場合は、既存目録で用いられていた公文書名については注記しました。
２．編綴文書年次、形態は、修正後のものとしました。
　形態のうちサイズについては、一般的な縦横比（Ａ判・Ｂ判の比に近いもの）の縦長の冊子は縦（高さ）を記載し、それ以外の場合は縦×横を記載しました。
　ただし、綴られておらずかつ料紙サイズがばらばらのものは、表示が複雑になるためサイズの記載を省略し、点数のみ記載しました。
３．注記は、できるだけ既存目録のとおりとしましたが、修正作業の内容や、作業を通じて新たに得られた情報により、追記又は削除しました。

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外01 原本	**7095　函館管内絵図** **開拓使 函館支庁 会計課 租税係** **[1872～78（明治５～11)]** **１冊（８cm） 34cm** **〈簿書　番外01〉** 『所蔵資料目録』18・35ページ・7095	**函館管内絵図** 開拓使 函館支庁会計課租税係 ［1872～78（明治5～11） 1冊（8cm） 34cm <簿書番外01>	形態： 計測しなおし、「縦寸×横寸」を記載した。	**函館管内絵図** 開拓使函館支庁会計課租税係 [1872～78（明治5～11)] 1冊（8cm） 37×26cm <簿書番外01>	注記： 形態がわかるように記載した。	**函館管内絵図** 開拓使函館支庁会計課租税係 ［1872～78（明治5～11)］ 1冊（8cm） 37×26cm 6袋と1綴を1冊に綴じ込んだもの。表紙・裏表紙あり <簿書番外01>
簿書番外01 複製		**函館管内絵図【複製資料】** 開拓使 函館支庁会計課租税係 ［1872～78（明治5～11） 1袋（7cm） 37cm 簿書番外1の複製 <簿書番外01>		**函館管内絵図【複製資料】** 開拓使函館支庁会計課租税係 [1872～78（明治5～11)] 1袋（7cm） 37cm 簿書番外1の複製 <簿書番外01>	形態： 数量を数え新たに記載した。 大きさ（37cm）はかつての保存容器の大きさと思われるため削除した。	**函館管内絵図【複製資料】** 開拓使函館支庁会計課租税係 ［1872～78（明治5～11)］ 45点 簿書番外1の複製 <簿書番外01>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外02 原本	番外（2）　諸絵図　炭砿鉄道事務所 『北海道所蔵資料目録　第4集』75ページ	**諸絵図** 北海道事業管理局 炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 88枚　28cm <簿書番外02>		**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 88枚　28cm <簿書番外02>	形態： 数量を、１組＝１点、１綴＝１点、１枚＝１点として数え直して修正。 大きさ（28cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 82点 <簿書番外02>
簿書番外02 複製		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局 炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 1袋（6cm） 32cm 簿書番外2の複製 <簿書番外02>		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 1袋（6cm） 32cm 簿書番外2の複製 <簿書番外02>	形態： 数量を、１組＝１点、１綴＝１点、１枚＝１点として数え直して修正。 大きさ（32cm）はかつての保存容器の大きさと思われるため削除した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1882（明治15） 82点 簿書番外2の複製 <簿書番外02>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外03 原本	番外（3）　諸絵図　炭砿鉄道事務所 『北海道所蔵資料目録　第4集』75ページ	**諸絵図** 北海道事業管理局 炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 98枚　31cm <簿書番外03>		**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 98枚　31cm <簿書番外03>	形態： 綴りものの１丁を１枚としていたのを、１綴＝１点として数え直して修正。 大きさ（31cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 50点 <簿書番外03>
簿書番外03 複製		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局 炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 1袋（4cm）　34cm 簿書番外3の複製 <簿書番外03>		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 1袋（4cm）　34cm 簿書番外3の複製 <簿書番外03>	形態： 「１袋」は保存容器であったため除外したほか、数量については原本同様に数え直して修正。 大きさ（34cm）はかつての保存容器の大きさと思われるため削除した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1885～87（明治18～20） 50点 簿書番外3の複製 <簿書番外03>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外04 原本	番外（4）　諸絵図　炭砿鉄道事務所 『北海道所蔵資料目録　第4集』75ページ	**諸絵図** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 163枚　33cm <簿書番外04>		**諸絵図** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 163枚　33cm <簿書番外04>	形態： 綴りものの１丁を１枚としていたのを、１綴＝１点として数え直して修正。 大きさ（33cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 12点 <簿書番外04>
簿書番外04 複製		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 2冊（1cm）　26×37cm 簿書番外4の複製 <簿書番外04>		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 2冊（1cm）　26×37cm 簿書番外4の複製 <簿書番外04>	形態： 2分冊のそれぞれが表示されるので、「2冊」を「1冊」に修正。 注記：2分冊になっているため、それぞれの内容を記載した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外4の複製（2分冊の1） (1)仮綴書類　炭鉱鉄道事務所、(2)諸絵図　炭鉱鉄道事務所、(3)袋　「十八年保存書入　常務掛」、(4)宮銭間軌道横切下水図　十七年十二月調 <簿書番外04-1>
				諸絵図【複製資料】 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 2冊（1cm）　26×37cm 簿書番外4の複製 <簿書番外04>	形態： 2分冊のそれぞれが表示されるので、「2冊」を「1冊」に修正。 注記：2分冊になっているため、それぞれの内容を記載した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1884～85（明治17～18） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外4の複製（2分冊の2） (5)宮銭間隧道図　十七年十二月調、(6)手宮銭函間軌道土留之図　十七年十二月調、(7)諸絵図　札江間建築掛、(8)Imperial Gobernment Railways Rules and Regulations（大日本帝国鉄道規則）　明治18.7.、(9)Poronai Rail Road rules and Regulations（幌内鉄道規則）　明治18.7.15、(1

						0)Poronai Rail Road Rulesand Regulations（幌内鉄道規則）　明治18.7.15、(11)英文紙片（上記幌内鉄道規則の最終部分と同文)、(12)琴似屯田買上地積算之図 <簿書番外04-2>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外05 原本	番外（5）　諸絵図　炭砿鉄道事務所 『北海道所蔵資料目録　第4集』75ページ	**諸絵図** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1884（明治17） 76枚　28cm <簿書番外05>		**諸絵図** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1884（明治17） 76枚　28cm <簿書番外05>	形態： 綴りものの１丁を１枚としていたのを、１綴＝１点として数え直して修正。 大きさ（28cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1884（明治17） 13点 <簿書番外05>
簿書番外05 複製		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1884（明治17） 1袋（6cm）　34cm 簿書番外5の複製 <簿書番外05>		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1884（明治17） 1袋（6cm）　34cm 簿書番外5の複製 <簿書番外05>	形態： 「１袋」は保存容器であったため除外したほか、数量については原本同様に数え直して修正。 大きさ（34cm）はかつての保存容器の大きさと思われるため削除した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1884（明治17） 13点 簿書番外5の複製 <簿書番外05>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外06 原本	番外（6）　諸絵図　炭砿鉄道事務所 『北海道所蔵資料目録　第4集』75ページ	**諸絵図** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 17枚　33cm <簿書番外06>		**諸絵図** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 17枚　33cm <簿書番外06>	形態： 綴りものの１丁を１枚としていたのを、１綴＝１点として数え直して修正。 大きさ（33cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 10点 <簿書番外06>
簿書番外06 複製		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局 炭砿鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 1袋（6cm）　27cm 簿書番外6の複製 <簿書番外06>		**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭砿鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 1袋（6cm）　27cm 簿書番外6の複製 <簿書番外06>	形態： 「１袋」は保存容器であったため除外したほか、数量については原本同様に数え直して修正。 大きさ（27cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**諸絵図【複製資料】** 北海道事業管理局炭礦鉄道事務所 1883～85（明治16～18） 10点 簿書番外6の複製 <簿書番外06>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外07 原本	7136　**函館区絵図** 開拓使 函館支庁 会計課 租税係 1878～81（明治11～14） 1冊（4cm）　32cm 〈簿書　番外07〉 『所蔵資料目録』18・39ページ・7136	**函館区絵図** 開拓使 函館支庁 会計課 租税係 1878～81（明治11～14） 1冊（4cm）　31cm <簿書番外07>	形態： 計測しなおし、「縦寸×横寸」で記載した。	**函館区絵図** 開拓使函館支庁会計課租税係 1878～81（明治11～14） 1冊（4cm）　31×25cm <簿書番外07>	注記： ①形態がわかるように記載した。 ②公文書名から想起できない内容のものを注記。 ③再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**函館区絵図** 開拓使函館支庁会計課租税係 1878～81（明治11～14） 1冊（4cm）　31×25cm 袋2枚を1冊に綴じたもので、表紙・裏表紙あり。 中袋の表示：「三大区絵図面　会計課租税掛　「甲」」。 ほかに村瀬為吉所持地関係、製革所関係の書類あり。 簿書番外19より「[割区絵図面　西浜町1～3丁目、仲浜町、東浜町、税関付近]」を移動。 <簿書番外07>
簿書番外07 複製		**函館区絵図【複製資料】** 開拓使 函館支庁 会計課 租税係 1878～81（明治11～14） 1袋（4cm）　34cm 簿書番外7の複製 <簿書番外07>		**函館区絵図【複製資料】** 開拓使函館支庁会計課租税係 1878～81（明治11～14） 1袋（4cm）　34cm 簿書番外7の複製 <簿書番外07>	形態： 原本と形態が異なるため、実態に即した点数に修正。 大きさ（34cm）はかつての保存容器の大きさと思われるため削除した。 注記： 原本に同じ。ただし原本に係る注記はそれがわかるように記載した。	**函館区絵図【複製資料】** 開拓使函館支庁会計課租税係 1878～81（明治11～14） 18点 簿書番外7の複製 原本は袋2枚を1冊に綴じたもので、表紙・裏表紙あり。 原本中袋の表示：「三大区絵図面　会計課租税掛　「甲」」。 ほかに村瀬為吉所持地関係、製革所関係の書類あり。 簿書番外19より「[割区絵図面　西浜町1～3丁目、仲浜町、東浜町、税関付近]」を移動。 <簿書番外07>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外08 原本	7076　**古証文** ［開拓使 函館支庁］ 1859～73（安政６～明治６） １袋（34点） 〈簿書　番外08〉 『所蔵資料目録』18・34ページ・7076	**古証文** ［開拓使 函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 1袋（34点） <簿書番外08>	形態： 34点には袋の数量を含んでいたが、袋を含めず内容物の点数にした。	**古証文** ［開拓使函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 1袋（33点） <簿書番外08>	形態： 袋の点数を明示。	**古証文** ［開拓使函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 袋1点、内容物33点 <簿書番外08>
簿書番外08 複製		**古証文【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外8の複製 <簿書番外08>		**古証文【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外8の複製 <簿書番外08>	（変更なし）	**古証文【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1859～73（安政6～明治6） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外8の複製 <簿書番外08>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外 09 原本	2448　手続書　自五年至七年 ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1870～74（明治３～７） １袋（22点） ＜簿書番外09＞ 『所蔵資料目録』12・33ページ・2448	**手続書　自五年至七年** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1870～74（明治3～7） 1袋（22点） <簿書番外09>	形態： 印刷目録で22点となっているが、数え直したところ23点が正しいので修正。なお、複製と比較して内容に増減がないことを確認している。	**手続書　自五年至七年** ［開拓使函館支庁外事課］ 1870～74（明治3～7） 1袋（23点） <簿書番外09>	形態： 袋の点数を明示。	**手続書　自五年至七年** ［開拓使函館支庁外事課］ 1870～74（明治3～7） 袋1点、内容物23点 <簿書番外09>
簿書番外 09 複製		**手続書　自五年至七年【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1870～74（明治3～7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外9の複製 <簿書番外09>		**手続書　自五年至七年【複製資料】** ［開拓使函館支庁外事課］ 1870～74（明治3～7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外9の複製 <簿書番外09>	（変更なし）	**手続書　自五年至七年【複製資料】** ［開拓使函館支庁外事課］ 1870～74（明治3～7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外9の複製 <簿書番外09>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外 10 原本	函館府書類　明治二年 （注）表紙のみが残存し、文書は皆無である。 『北海道所蔵史料目録』第4集・75ページ	**函館府書類　明治二年** ［箱館府］ 1869（明治2） 1冊（1cm）　29cm 表紙のみ <簿書番外10>	簿書番外34[脱落文書]に移した。	簿書番外34に移動したため、削除		
簿書番外 10 複製		**函館府書類　明治二年【複製資料】** ［箱館府］ 1869（明治2） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外10の複製 表紙のみ <簿書番外10>	簿書番外34[脱落文書]に移した。	簿書番外34【複製】に移動したため、削除		

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外 11 原本	7093　**訴訟証書類　明治六年** ［開拓使 函館支庁］ **1872～78（明治５～11）** **１袋（19点）** **〈簿書　番外11〉** 『所蔵資料目録』18・35ページ・7093	**訴訟証書類　明治六年** ［開拓使 函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 1袋（19点） <簿書番外11>	形態： 19点には袋の数量を含んでいたが、袋を含めず内容物の点数にした。	**訴訟証書類　明治六年** ［開拓使函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 1袋（18点） <簿書番外11>	形態： 袋の点数を明示。	**訴訟証書類　明治六年** ［開拓使函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 袋1点、内容物18点 <簿書番外11>
簿書番外 11 複製		**訴訟証書類　明治六年【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外11の複製 <簿書番外11>		**訴訟証書類　明治六年【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外11の複製 <簿書番外11>	（変更なし）	**訴訟証書類　明治六年【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1872～78（明治5～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外11の複製 <簿書番外11>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外12 原本	6779　**雇外国人よりの来翰** 開拓使残務取扱所 旧札幌本庁［記録課 外事係］ 1872～82（明治５～15） １ファイル（39点） 英文書翰。一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの 〈簿書　番外12〉 『所蔵資料目録』17・46ページ・6779	**雇外国人よりの来翰** 開拓使残務取扱所 旧札幌本庁［記録課 外事係］ 1872～82（明治5～15） 1ファイル（39点） 英文書翰。一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの <簿書番外12>	印刷目録の注記にあるとおり、一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階（時期不明）でまとめたもの。 ①公文書名： 印刷目録では、「第一文庫」のラベルのある文書の裏書きを採用していたが、雇外国人以外からの書翰や、雇外国人に対する発出文書等も含まれていることから、推定したことを表す[　　]を付した。 ②主務者： 開拓使廃止後の日付をもつ文書が含まれるため、印刷目録では開拓使残務整理所としていた。しかし、まとめた時期が不明であるため、このまとまりの大部分を占める文書の作成時期の主務者を推定し、代表的に記載した。 ③形態： 印刷目録の「ファイル」は保存容器であったため除外し、ひとまとまりという意味で「１括」と記載した。 点数は印刷目録では39点となっているが、再整理の時点では39点のまとまりが特定できない状態だったため、順番を崩さずに内容を精査した結果、61点となった。 ④注記： 印刷目録では「英文書翰」とあるが、独・仏・露文も含まれており不正確であるため削除した。また「一枚ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの」との注記は、簿書番外文書のほとんどに該当するものであることから削除した。	**[雇外国人よりの来翰]** ［開拓使札幌本庁記録課外事係］ 1872～82（明治5～15） 1括（61点） <簿書番外12>	形態： 物理的に括られているのではないため、「一括」を削除。 注記： 外国語の資料であること等を明示。 タイトルに合致しない資料について注記。 主務者を印刷目録の「開拓使残務取扱所」としない理由として必要なことから、「一紙ものや…」の注記を戻す。 主務者として記載していない主務者を注記。	**[雇外国人よりの来翰]** [開拓使札幌本庁記録課外事係] 1872～82（明治5～15） 61点 外国語（主に英文、一部独・仏・露文など）の書翰。雇外国人以外からの書翰や、雇外国人に対する発出文書等も含まれている。 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの（時期不明）。 主務者として記載している以外の主務者：開拓使残務取扱所 <簿書番外12>
簿書番外12 複製		**雇外国人よりの来翰【複製資料】** 開拓使残務取扱所 旧札幌本庁［記録課 外事係］ 1872～82（明治5～15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外12の複製 英文書翰。一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの <簿書番外12>	公文書名、主務者、注記については原本に同じ。	**[雇外国人よりの来翰]【複製資料】** ［開拓使札幌本庁記録課外事係］ 1872～82（明治5～15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外12の複製 <簿書番外12>	注記：原本に同じ。	**[雇外国人よりの来翰]【複製資料】** [開拓使札幌本庁記録課外事係] 1872～82（明治5～15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外12の複製 外国語（主に英文、一部独・仏・露文など）の書翰。雇外国人以外からの書翰や、雇外国人に対する発出文書等も含まれている。 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの（時期不明）。 主務者として記載している以外の主務者：開拓使残務取扱所

						<簿書番外12>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外13 原本	6896　**外国人ニ関スル件** 開拓使残務取扱所 旧函館支庁 記録課外事係 1863～82（文久３～明治15） １ファイル（68点） 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの 〈簿書　番外13〉 『所蔵資料目録』17・59ページ・6896	**外国人二関スル件** 開拓使残務取扱所 旧函館支庁 記録課外事係 1863～82（文久3～明治15） 1ファイル（68点） 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの <簿書番外13>	印刷目録の注記にあるとおり、一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階（時期不明）でまとめたもの。 ①公文書名： 印刷目録では、このまとまりに含まれている５枚の表紙の表示を採用していたが、表紙には実際に綴じられていた形跡がないことから、推定したことを表す[　　]を付した。 ②主務者： 開拓使廃止後の日付をもつ文書が含まれるため、印刷目録では開拓使残務整理所としていた。しかし、まとめた時期が不明であるため、このまとまりの大部分を占める文書の作成時期の主務者を推定し、代表的に記載した。 ③形態： 「ファイル」は保存容器だったため削除し、「１括」とした 点数の68点から58点への変更は、内容から同じ一件となる複数資料をまとめ枝番処理したこと、関連のない表紙３枚・封筒１枚を番外34「脱落文書」へ移したこと等によるもの。 ④注記： 「一枚ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの」との注記は、簿書番外文書のほとんどに該当するものであることから削除した。	**[外国人二関スル件]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1863～82（文久3～明治15） 1括（58点） <簿書番外13>	形態： 物理的に括られているのではないため、「一括」を削除。 注記： 主務者を印刷目録の「開拓使残務取扱所」としない理由として必要なことから、「一紙ものや…」の注記を戻す。 再整理により内容物の一部を他の請求記号との間で移動したことを明示。 主務者として記載していない主務者を注記。	**[外国人二関スル件]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1863～82（文久3～明治15） 58点 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの（時期不明） 簿書番外14から「クラルキ方使用人管沼栄吉処刑について（処刑済方通知／管沼栄吉罪案）」を移動。簿書番外34に「表紙（漁業資本に関する件」「表紙（明治十九年　官吏進退賞与慰労職務身分」「表紙（明治十三年本支庁東京出張所郡区役所局課往公文事目録」「袋（地所一件古書類見出物）」を移動した。 主務者として記載している以外の主務者：箱館奉行、箱館裁判所・箱館府、開拓使残務取扱所 <簿書番外13>
簿書番外13 複製		**外国人二関スル件【複製資料】** 開拓使残務取扱所 旧函館支庁 記録課外事係 1863～82（文久3～明治15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外13の複製 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの <簿書番外13>	公文書名、主務者、注記については原本に同じ。	**[外国人二関スル件]【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1863～82（文久3～明治15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外13の複製 <簿書番外13>	注記：原本に同じ。	**[外国人二関スル件]【複製資料】** 開拓使残務取扱所 旧函館支庁 記録課　外事係 1863～82（文久3～明治15） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外13の複製 一紙ものや編綴の不完全な文書を整理段階でまとめたもの（時期不明） 簿書番外14から「クラルキ方使用人管沼栄吉処刑について（処刑済方通知／管沼栄吉罪案）」を移動。簿書番外34に「表紙（漁業資本に関する件」「表紙（明治十九年　官吏進退賞与慰労職務身分」「表紙（明治十三年本支庁東京出張所郡区役所局課往公

						文事目録」「袋（地所一件古書類見出物）」を移動した。 主務者として記載している以外の主務者：箱館奉行、箱館裁判所・箱館府、開拓使残務取扱所 <簿書番外13>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外14 原本	7099　**外国人書束** ［開拓使 函館支庁］ 1860～79（万延１～明治12） １袋（49点） 〈簿書　番外14〉 『所蔵資料目録』18・36ページ・7099	**外国人書束** ［開拓使 函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 1袋（49点） <簿書番外14>	公文書名： 誤字を訂正（「書束」→「書束」）。 形態： 外国人書簡ではない３点を、内容的に関連するところに移し、点数を修正した。	**外国人書束** ［開拓使函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 1袋（46点） <簿書番外14>	①形態： 袋の点数を明確にした。 ②注記： 公文書名の修正を注記した。 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**外国人書束** ［開拓使函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 袋1点、内容物46点 公文書名を「外国人書束」から訂正。 簿書番外13に「クラルキ方使用人管沼栄吉処刑について（処刑済方通知／管沼栄吉罪案）」を、簿書番外16に「記（旅券手数料ほか）」を移動した。 <簿書番外14>
簿書番外14 複製		**外国人書束【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外14の複製 <簿書番外 14>	公文書名： 原本に同じ	**外国人書束【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外14の複製 <簿書番外 14>	注記： 原本に同じ	**外国人書束【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1860～79（万延1～明治12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外14の複製 公文書名を「外国人書束」から訂正。 簿書番外13に「クラルキ方使用人管沼栄吉処刑について（処刑済方通知／管沼栄吉罪案）」を、簿書番外16に「記（旅券手数料ほか）」を移動した。 <簿書番外 14>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外15 原本	7112　Despaches from U.S. Consulate of 1877, '78&'79/Despaches from His Royal D.M's Counsul of 1877&1878 ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～80（明治３～13） ２袋（16点） 〈簿書　番外15〉 『所蔵資料目録』18・37ページ・7112	**Despatches from U.S.Consulate of 1877,'78&'79 ／ Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877&1878** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～80（明治3～13） 2袋（16点） <簿書番外15>	形態： 印刷目録では16点となっているが、再整理の時点では16点のまとまりが特定できない状態であったため、順番を崩さずに内容を精査した結果、69点となった。 注記： 袋裏面の日本語表示を追加で記載した。	**Despatches from U.S.Consulate of 1877,'78&79/Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877&1878** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～80（明治3～13） 2袋（69点） 封筒裏面に「丁抹国領事来翰・合衆国領事来翰」とあり。 <簿書番外15>	形態： 袋の点数を明確化した。 注記： 「封筒裏面に」を「袋裏面に」に修正し、用字を資料の記載どおりに修正した。	**Despatches from U.S. Consulate of 1877, '78 & 79/Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877 & 1878** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～80（明治3～13） 袋2点、内容物69点 袋裏面に「丁抹国領事来柬」「合衆国領事来柬」とあり。 <簿書番外15>
簿書番外15 複製		**Despatches from U.S.Consulate of 1877,'78&'79 ／ Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877&1878【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～80（明治3～13）	注記： 原本に同じ	**Despatches from U.S.Consulate of 1877,'78&79/Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877&1878** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～80（明治3～13） 1冊（1cm）　26×37cm	注記： 「封筒裏面に」を「原本の袋裏面に」に修正し、用字を資料の記載どおりに修正した。	**Despatches from U.S. Consulate of 1877, '78 & 79/Despatches from His Royal D.M's Consul of 1877 & 1878【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～80（明治3～13）

		1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外15の複製 <簿書番外15>		簿書番外15の複製。封筒裏面に「丁抹国領事来翰・合衆国領事来翰」とあり。 <簿書番外15>		1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外15の複製。 原本の袋裏面に「丁抹国領事来柬・合衆国領事来柬」とあり。 <簿書番外15>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外16 原本	7102　**船海公証　三拾枚　十一年六月** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1877～79（明治10～12） 1袋（54点） 〈簿書　番外16〉 『所蔵資料目録』18・37ページ・7102	**船海公証　三拾枚　十一年六月** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1877～79（明治10～12） 1袋（54点） <簿書番外16>	①公文書名 印刷目録では、このまとまりに含まれる袋の表示をそのまま使っていたが、航海公証の実際の枚数、日付が袋の表示とは異なる上、日本にいる外国人の旅券章等も含まれているため、実態に即し「[海外旅券章、航海公証等]」とした。 なお、「船海公証」は「航海公証」の誤りであるため訂正。 ②形態 袋の表示にない外国人の旅券章等が含まれることから、「1袋」を「1括」に変更した。 また点数は、袋を資料1点と数えたこと、他の請求記号から1点移動したことによる増を反映した。	**[海外旅券章、航海公証等]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1877～79（明治10～12） 1括（56点） <簿書番外16>	形態： 袋・帯の点数を明確にした。 また、物理的に括られてはいないので、「一括」を削除した。 注記： 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。 また、誤字を訂正する前の公文書名を注記した。	**[海外旅券章、航海公証等]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1877～79（明治10～12） 袋1点、帯1点、54点 簿書番外14から「記（旅券手数料ほか）」を移動。公文書名を「船海公証　三拾枚　十一年六月」から訂正。 <簿書番外16>
簿書番外16 複製		**船海公証　三拾枚　十一年六月【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1877～79（明治10～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外16の複製 <簿書番外16>	公文書名については、原本に同じ。	**[海外旅券章、航海公証等]【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1877～79（明治10～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外16の複製 <簿書番外16>	注記については、原本に同じ。	**[海外旅券章、航海公証等]【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1877～79（明治10～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外16の複製 簿書番外14から「記（旅券手数料ほか）」を移動。公文書名を「船海公証」から訂正。 <簿書番外16>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外17 原本	7103　Letters from all foreign marchants of 1878,'79 ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1869～79（明治2～12） 1袋（42点） 〈簿書　番外17〉 『所蔵資料目録』18・36ページ・7103	**Letters from all foreign marchants of 1878,'79** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1869～79（明治2～12） 1袋（42点） <簿書番外17>	①公文書名： 「marchants」を「merchants」に訂正。 ②形態 点数は、印刷目録では42点となっているが、再整理の時点では42点のまとまりが特定できない状態であったため、順番を崩さずに内容を精査した結果、57点となった。	**Letters from all foreign merchants of 1878,'79** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1869～79（明治2～12） 1袋（57点） <簿書番外17>	形態： 袋の点数を明確にした。 注記： 検索の便のため、袋に表示された日本語を注記した。	**Letters from all foreign merchants of 1878, '79** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1869～79（明治2～12） 袋1点、内容物57点 袋裏面に「各国商人来柬」とあり。 <簿書番外17>
簿書番外17		**Letters from all foreign marchants of 1878,'79【複製資料】**	公文書名については原本に同じ。	**Letters from all foreign merchants of 1878,'79【複製資料】**	注記： 検索の便のため、原本の袋に表示さ	**Letters from all foreign merchants of 1878, '79【複製資料】**

複製		［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1869～79（明治2～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外17の複製 <簿書番外17>		［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1869～79（明治2～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外17の複製 <簿書番外17>	れた日本語を注記した。	［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1869～79（明治2～12） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外17の複製 原本の袋裏面に「各国商人来柬」とあり。 <簿書番外17>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外18 原本	7104　Letters from all foreign marchants of 1879 ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1878～79（明治11～12） １袋（50点） 〈簿書　番外18〉 『所蔵資料目録』18・36ページ・7104	**Letters from all foreign marchants of 1879** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1878～79（明治11～12） 1袋（50点） <簿書番外18>	①形態 点数は、印刷目録では50点となっているが、再整理の時点では50点のまとまりが特定できない状態であったため、順番を崩さずに内容を精査した結果、111点となった。	**Letters from all foreign marchants of 1879** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1878～79（明治11～12） 1袋（111点） <簿書番外18>	公文書名： 「marchants」を「merchants」に訂正。 形態： 袋の点数を明確にした。	**Letters from all foreign merchants of 1879** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1878～79（明治11～12） 袋1点、内容物111点 <簿書番外18>
簿書番外18 複製		**Letters from all foreign marchants of 1879【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1878～79（明治11～12） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外18の複製 <簿書番外18>		**Letters from all foreign marchants of 1879【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1878～79（明治11～12） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外18の複製 <簿書番外18>	公文書名： 原本に同じ。	**Letters from all foreign merchants of 1879【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1878～79（明治11～12） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外18の複製 <簿書番外18>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外19 原本	3255　外国人江係ル訴訟一件 ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1868～76（慶応４～明治９） １袋（10点） 〈簿書番外19〉 『所蔵資料目録』13・54ページ・3255	**外国人二係ル訴訟一件** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 1袋（10点） <簿書番外19>	①公文書名： 資料の表示により「外国人ニ」を「外国人江」に訂正。 ②形態 印刷目録では「１袋（10点）」としているが、公文書名と内容的に異なる「割区絵図面」が混在していたのでこれを簿書番外7に移し、さらに袋の点数を除外した。	**外国人江係ル訴訟一件** ［開拓使函館支庁外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 1袋（8点） <簿書番外19>	形態： 袋の点数を明確にした。 注記： 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**外国人江係ル訴訟一件** ［開拓使函館支庁外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 袋1点、内容物8点 簿書番外7に「［割区絵図面　西浜町1～3丁目、仲浜町、東浜町、税関付近］」を移動した。 <簿書番外19>
簿書番外19 複製		**外国人二係ル訴訟一件【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外19の複製 <簿書番外19>	公文書名については原本に同じ。	**外国人江係ル訴訟一件【複製資料】** ［開拓使函館支庁外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外19の複製 <簿書番外19>	注記については原本に同じ。	**外国人江係ル訴訟一件【複製資料】** ［開拓使函館支庁外事課］ 1868～76（慶応4～明治9） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外19の複製 簿書番外7に「［割区絵図面　西浜町1～3丁目、仲浜町、東浜町、税関付近］」を移動した。 <簿書番外19>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外20 原本	7147　**［函館市街地地図］** ［開拓使 函館支庁 会計課 租税係］ 年次不明 **１袋（10点）** 尻沢辺地域の地図 **〈簿書　番外20〉** 『所蔵資料目録』18・40ページ・7147	**［函館市街地地図］** ［開拓使 函館支庁 会計課 租税係］ 年次不明 1袋（10点） 尻沢辺地域の地図 <簿書番外20>	①公文書名 簿書番外7の中袋の表示を参考に、［函館市街地割区絵図］とした。 ②編綴文書年次： 絵図の様式や他の函館支庁文書の内容から、［1879（明治12）］頃と推定した。 ③形態： 印刷目録では形態を「１袋」としていたが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、まとまりを示す「１括」とした。 点数は、内容的に全く関連のない断片・付箋計４点を、簿書番外34［脱落文書］に移したことにより6点となった。 ④注記： 印刷目録は「尻沢辺地域の地図」としているが、それ以外の地域も含まれていることから、不正確な注記であるため削除した。	**［函館市街地割区絵図］** ［開拓使函館支庁会計課租税係］ ［1879（明治12）］頃 1括（6点） <簿書番外20>	形態： 物理的に括ってはいないので単に「6点」とした。 注記： 地図の内容に係る注記を追加。 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**［函館市街地割区絵図］** ［開拓使函館支庁会計課租税係］ ［1879（明治12）］頃 6点 1枚は「尻沢辺谷地頭山手より赤石町迄見取図」で、他はその範囲内の部分図 簿書番外34に「請書（山鼻村副総代辞令）（断片）」「広尾郡若松忠次郎（？）に関する文書（断片）」「雇採用に関する付箋（職務係）」「犯罪及処刑表関連の表についての付箋」を移動 <簿書番外20>
簿書番外20 複製		**［函館市街地地図］【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 会計課 租税係］ 年次不明 1袋（4cm）　34cm 簿書番外20の複製 尻沢辺地域の地図 <簿書番外20>	公文書名、編綴文書年次、注記： 原本に同じ。 ①形態： 変更前目録では「１袋（４cm）34cm」としているが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、原本同様「１括（６点）」の記載に修正した。	**［函館市街地割区絵図］【複製資料】** ［開拓使函館支庁会計課租税係］ ［1879（明治12）］頃 1括（6点） 簿書番外20の複製 <簿書番外20>	形態： 物理的に括ってはいないので単に「6点」とした。	**［函館市街地割区絵図］【複製資料】** ［開拓使函館支庁会計課租税係］ ［1879（明治12）］頃 6点 簿書番外20の複製 1枚は「尻沢辺谷地頭山手より赤石町迄見取図」で、他はその範囲内の部分図 簿書番外34に「請書（山鼻村副総代辞令）（断片）」「広尾郡若松忠次郎（？）に関する文書（断片）」「雇採用に関する付箋（職務係）」「犯罪及処刑表関連の表についての付箋」を移動 <簿書番外20>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外21 原本	7144　**［北海道国郡地図］** ［開拓使 札幌本庁］ 年次不明 **１袋（23点）** **明治 9年、13年の書き込みあり** **〈簿書　番外21〉** 『所蔵資料目録』18・40ページ・7144	**［北海道国郡地図］** ［開拓使 札幌本庁］ 年次不明 1袋（23点） 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>	①編綴文書年次： 印刷目録では「年次不明」としていたが、文書への書き込みから1880（明治13）頃とした。 ②形態： 印刷目録では形態を「１袋」としていたが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、まとまりを示す「１括」とした。	**［北海道国郡地図］** ［開拓使札幌本庁］ ［1880（明治13）］頃 1括（26点） 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>	形態： 物理的に括ってはいないので単に「26点」とした。	**［北海道国郡地図］** ［開拓使札幌本庁］ ［1880（明治13）］頃 26点 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>

			点数は、印刷目録では23点となっているが、再整理の時点では23点のまとまりが特定できない状態であったため、順番を崩さずに内容を精査した結果、26点となった。			
簿書番外21 複製		**[北海道国郡地図]【複製資料】** ［開拓使 札幌本庁］ 年次不明 1袋（4cm） 34cm 簿書番外21の複製 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>	①形態： 「１袋（４cm）34cm」保存容器である袋に収納した状態なので、保存容器を除き「１括（26点)」とした。	**[北海道国郡地図]【複製資料】** ［開拓使札幌本庁］ ［1880（明治13)］頃 1括（26点） 簿書番外21の複製 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>	形態： 原本に同じ。	**[北海道国郡地図]【複製資料】** ［開拓使札幌本庁］ ［1880（明治13)］頃 26点 簿書番外21の複製 明治9年、13年の書き込みあり <簿書番外21>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外22 原本	7145 **函館町区改正区域概略図** ［開拓使 函館支庁］ 年次不明 ２袋（９点） 明治12年以降か 〈簿書 番外22〉 『所蔵資料目録』18・40ページ・7145	**函館町区改正区域概略図** ［開拓使 函館支庁］ 年次不明 2袋（9点） 明治12年以降か <簿書番外22>	①公文書名 印刷目録では袋（資料の一部）の表示に拠りながら、表示どおりではなかったので、表示どおりに修正した。 ②編綴文書年次： 印刷目録では「年次不明」としていたが、町区改正時期から1879（明治12）頃と推定した。 ③形態 印刷目録では「2袋」としているが、実際には袋は1枚しか存在しないため、現状に即し「1袋」とした。	**函館町区改正二付区域概略図** ［開拓使函館支庁］ ［1879（明治12)］頃 1袋（9点） <簿書番外22>	形態： 袋の点数を明確化。 注記： 公文書名修正に係る注記を追加。	**函館町区改正二付区域概略図** ［開拓使函館支庁］ ［1879（明治12)］頃 袋1点、内容物9点 公文書名を「函館町区改正区域概略図」から修正 <簿書番外22>
簿書番外22 複製		**函館町区改正区域概略図【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ 年次不明 1袋（6cm） 32cm，1袋（6cm） 34cm，1袋（3cm） 34cm 簿書番外22の複製 明治12年以降か <簿書番外22>	公文書名、編綴文書年次： 原本に同じ。	**函館町区改正二付区域概略図【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ ［1879（明治12)］頃 1袋（6cm） 32cm，1袋（6cm） 34cm，1袋（3cm） 34cm 簿書番外22の複製 <簿書番外22>	形態： 「袋」は保存容器なので除外し、資料としての袋及び本紙に該当する複製物の点数に変更。 注記： 原本に同じ。	**函館町区改正二付区域概略図【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ ［1879（明治12)］頃 10点 簿書番外22の複製 公文書名を「函館町区改正区域概略図」から修正 <簿書番外22>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外23 原本	7072 **函館市街見取絵図其外入** ［開拓使 函館支庁］ ［1871～72（明治４～５)］ １点 〈簿書 番外23〉 『所蔵資料目録』18・33ページ・7072	**函館市街見取絵図其外入** ［開拓使 函館支庁］ ［1871～72（明治4～5)］ 1点 <簿書番外23>	①公文書名： 印刷目録では、袋の表書きをそのまま公文書名としているが、中の文書は函館市街見取絵図１枚のみで「其外」にあたる文書がないことから、「其外入」を削除し、全体を推定を示す角括弧（[ ]）で括った。 ②編綴文書年次： 絵図中に「明治五壬申年十月取調」と明記されているため、「1872（明治	**[函館市街見取絵図]** ［開拓使函館支庁］ 1872（明治5） 1袋（1点） <簿書番外23>	形態： 袋の点数を明確化。 注記： 修正前の公文書名を注記。	**[函館市街見取絵図]** ［開拓使函館支庁］ 1872（明治5） 袋1点、内容物1点 袋の表書きは「函館市街見取絵図其外入」 <簿書番外23>

			5)」単年とし、推定を示す角括弧（[　]）を削除した。 ③形態の相違 印刷目録では単に1点としていたが、実態に即し、「1袋（1点)」とした。			
簿書番外23 複製		**函館市街見取絵図其外入【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ ［1871～72（明治4～5)］ 1袋（1cm)　36cm 簿書番外23の複製 <簿書番外23>	公文書名、編綴文書年次： 原本に同じ。	**[函館市街見取絵図]【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1872（明治5) 1袋（1cm)　36cm 簿書番外23の複製 <簿書番外23>	形態： 「袋」に相当する複製が表書きのみの複製で袋状ではないため、袋1点ではなく単に1点とし、合計2点とした。 注記： 原本に同じ。	**[函館市街見取絵図]【複製資料】** ［開拓使函館支庁］ 1872（明治5) 2点 簿書番外23の複製 袋の表書きは「函館市街見取絵図其外入」 <簿書番外23>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外24 原本	236　**松蔭町領事貸渡建家・大工町仏領事に貸建家書入** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治１～慶応１） １袋（３点） 〈簿書　番外24〉 『所蔵資料目録』18・30ページ・236	**松蔭町領事貸渡建家･大工町仏領事に貸建家書入** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 1袋（3点） <簿書番外24>	①公文書名： 印刷目録では袋（資料の一部）の表示を採用しつつも表示どおりではなかったので、表示どおりに修正した。	**松蔭町英領事江貸渡建家･大工町仏領事江貸渡建家証書入** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 1袋（3点） <簿書番外24>	形態： 袋の点数を明確化。	**松蔭町英領事江貸渡建家･大工町仏領事江貸渡建家証書入** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 袋1点、内容物3点（1綴、2通） <簿書番外24>
簿書番外24 複製		**松蔭町領事貸渡建家･大工町仏領事に貸建家書入【複製資料】** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 1冊（1cm)　26×37cm 簿書番外24の複製 <簿書番外24>	①公文書名： 原本に同じ。	**松蔭町英領事江貸渡建家･大工町仏領事江貸渡建家証書入【複製資料】** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 1冊（1cm)　26×37cm 簿書番外24の複製 <簿書番外24>		**松蔭町英領事江貸渡建家･大工町仏領事江貸渡建家証書入【複製資料】** ［箱館奉行所］ 1864～65（元治1～慶応1） 1冊（1cm)　26×37cm 簿書番外24の複製 <簿書番外24>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外25 原本	46　**書翰** 箱館府 1858～68（安政５～明治１） １袋（７点） 〈簿書　番外25〉 『所蔵資料目録』18・31ページ・46	**書翰** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1858～78（安政5～明治11） 9枚　32cm <簿書番外25>	①公文書名： 印刷目録の「書翰」は資料の表示を採用していないので、推定を示す角括弧（[　]）を付した。さらに、このまとまりの内容を具体的に表すため、「外国領事等」を付した。 ②主務者、編綴文書年次： 中身のない袋2枚が他の文書と関連がないことから、簿書番外34[脱落文書]に移した。それにより終期が1868（明治1）となり、主務者もその時期に対応する箱館府に修正した（印刷目録に戻した。)。 ③形態： 印刷目録では「1袋」となっていたが、	**[外国領事等書翰]** ［箱館府］ 1858～68（安政5～明治1) 1括（5点） <簿書番外25>	形態： 物理的に括ってはいないので単に「5点」とした。 注記： 公文書名の修正を注記。 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**[外国領事等書翰]** ［箱館府］ 1858～68（安政5～明治1) 5点 公文書名を「書翰」から修正 簿書番外34に「袋のみ（Letters from foreign merchants of 1877&78)」「袋のみ（Printed Notices,Rules and Regulation（通達、規則集))」を移動した。 <簿書番外25>

			実際にはまとまり全体を収めた袋はないため「1括」とした。 また、7点となっていたが、2点を他の請求記号に移動したことにより、5点となった。			
簿書番外25 複製		**書翰【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1858～78（安政5～明治11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外25の複製 <簿書番外25>	公文書名、主務者、編綴文書年次：原本に同じ。	**［外国領事等書翰］【複製資料】** ［箱館府］ 1858～68（安政5～明治1） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外25の複製 <簿書番外25>	注記： 原本に同じ。	**［外国領事等書翰］【複製資料】** ［箱館府］ 1858～68（安政5～明治1） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外25の複製 公文書名を「書翰」から修正 簿書番外34に「袋のみ（Letters from foreign merchants of 1877&78)」「袋のみ（Printed Notices,Rules and Regulation（通達、規則集））」を移動した。 <簿書番外25>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外26 原本	7094　**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～78（明治３～11） １袋（８点） 〈簿書　番外26〉 『所蔵資料目録』18・35ページ・7094	**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～78（明治3～11） 1袋（8点） <簿書番外26>	（変更なし）	**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～78（明治3～11） 1袋（8点） <簿書番外26>	形態： 袋の数量を明確化。	**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～78（明治3～11） 袋1点、内容物8点 <簿書番外26>
簿書番外26 複製		**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1870～78（明治3～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外26の複製 <簿書番外26>	（変更なし）	**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～78（明治3～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外26の複製 <簿書番外26>	（変更なし）	**称名寺境内地仏商人メナルト江貸渡一件【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1870～78（明治3～11） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外26の複製 <簿書番外26>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外27 原本	日高国様似郡各村官有地々図 『北海道所蔵史料目録』第4集・75ページ	**日高国様似郡各村官有地々図** ［札幌県 租税課 賦税係］ 1875～85（明治8～18） 10枚　28cm <簿書番外27>	（変更なし）	**日高国様似郡各村官有地々図** ［札幌県租税課賦税係］ 1875～85（明治8～18） 10枚　28cm <簿書番外27>	（変更なし）	**日高国様似郡各村官有地々図** ［札幌県租税課賦税係］ 1875～85（明治8～18） 10枚　28cm <簿書番外27>
簿書番外27 複製		**日高国様似郡各村官有地々図【複製資料】** ［札幌県 租税課 賦税係］ 1875～85（明治8～18） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外27の複製 <簿書番外27>	（変更なし）	**日高国様似郡各村官有地々図【複製資料】** ［札幌県租税課賦税係］ 1875～85（明治8～18） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外27の複製 <簿書番外27>	（変更なし）	**日高国様似郡各村官有地々図【複製資料】** ［札幌県租税課賦税係］ 1875～85（明治8～18） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外27の複製 <簿書番外27>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外28 原本	47　**浄玄寺より居留亜米利加人江貸渡の地所絵図面四枚入　文久元酉年六月** **箱館府** **1856～69（安政３～明治２）** **１袋（16点）** **〈簿書　番外28〉** 『所蔵資料目録』18・31ページ・47	**浄玄寺より居留亜米利加人江貸渡の地所絵図面四枚入　文久元酉年六月** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 1袋（16点） <簿書番外28>	①公文書名： 印刷目録では、袋の表書きを採用していた（ただし、冒頭の「称名寺」を欠落）が、内容は絵図面4枚にとどまらず関係文書も含む16点が袋に収められていたため、袋の表書きを基に適切な名称を作成した。	**[称名寺浄玄寺より居留亜米利加人江地所等貸渡関係文書]** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 1袋（16点） <簿書番外28>	注記： 袋の表書きを注記した。	**[称名寺浄玄寺より居留亜米利加人江地所等貸渡関係文書]** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 袋1点、内容物16点 袋に「称名寺浄玄寺より居留亜米利加人江貸渡候地所絵図面四枚入　文久元酉年六月　運上役所」とあり <簿書番外28>
簿書番外28 複製		**浄玄寺より居留亜米利加人江貸渡の地所絵図面四枚入　文久元酉年六月【複製資料】** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外28の複製 <簿書番外28>	①公文書名： 原本に同じ。	**[ショウミョウジ浄玄寺より居留亜米利加人江地所等貸渡関係文書]【複製資料】** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外28の複製 <簿書番外28>	公文書名： 袋表書きの「称名寺」に該当する部分が誤ってカタカナになっていたので、漢字表記に訂正。 注記： 原本に同じ。	**[称名寺浄玄寺より居留亜米利加人江地所等貸渡関係文書]【複製資料】** 箱館府 1856～69（安政3～明治2） 1冊（2cm）　26×37cm 簿書番外28の複製 原本の袋に「称名寺浄玄寺より居留亜米利加人江貸渡候地所絵図面四枚入　文久元酉年六月　運上役所」とあり <簿書番外28>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外29 原本	235　**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号千八百六十一年西洋八月廿三日** **箱館奉行所** **1864（元治１）** **１袋（２点）** **〈簿書　番外29〉** 『所蔵資料目録』18・30ページ・235	**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号千八百六十一年西洋八月廿三日** 箱館奉行所 1864（元治1） 1袋（2点） <簿書番外29>	①公文書名 この文書は、和文が表示された包紙１枚と、その中に英文の書翰１枚が入ったものであるが、日付、内容ともに包紙と書翰は一致せず、早い時期に別々のものが混在したと推定される。印刷目録では包紙の表示をそのまま採用しているが、変更はしていない。なお、件名簿には内容の異なる書翰とともにあることを注記している。 ②形態： 印刷目録では「1袋（2点）」となっているが、袋は保存容器と思われるため削除。関係のない包紙と書簡の2点がまとまっているものであることを示すため、「1括（2点）」の記載に修正した。	**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号千八百六十一年西洋八月廿三日** 箱館奉行所 1864（元治1） 1括（2点） <簿書番外29>	公文書名： 「三十八号」「千八百六十一年」の間に一字開け。 形態： 包紙の点数を明確化した。 注記： 公文書名と内容物が一致しないため、内容物を注記した。	**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号　千八百六十一年西洋八月廿三日** 箱館奉行所 1864（元治1） 包紙1点、内容物1点 公文書名は包紙の記載による。 内容物は「ガートナー氏、新住宅出来次第称名寺を立ち退く旨通知」（1864.3.30、英文）で、包紙とは無関係と思われる。 <簿書番外29>
簿書番外29 複製		**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号千八百六十一年西洋八月廿三日【複製資料】** 箱館奉行所 1864（元治1） 1冊（1cm）　26×37cm	（変更なし）	**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号千八百六十一年西洋八月廿三日【複製資料】** 箱館奉行所 1864（元治1） 1冊（1cm）　26×37cm	公文書名、注記： 原本に同じ。	**新地之為建家之義ニ付英コンユースデンより差出ス　三十八号　千八百六十一年西洋八月廿三日【複製資料】** 箱館奉行所 1864（元治1） 1冊（1cm）　26×37cm

		簿書番外29の複製 <簿書番外29>		簿書番外29の複製 <簿書番外29>		簿書番外29の複製 公文書名は包紙の記載による。 内容物は「ガートナー氏、新住宅出来次第称名寺を立ち退く旨通知」(1864.3.30、英文）で、包紙とは無関係と思われる。 <簿書番外29>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外30 原本	234　**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス** 箱館奉行所 1862（文久２） １通（32×20cm） 包紙入り 〈簿書　番外30〉 『所蔵資料目録』18・30ページ・234	**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス** 箱館奉行所 1862（文久2） 1通　32×20cm 包紙入り <簿書番外30>	①形態： 文書が包紙にくるまれていることから「1包（1点)」に修正した。	**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス** 箱館奉行所 1862（文久2） 1包（1点） 包紙入り <簿書番外30>	形態： 包紙の点数を明確化し、注記を削除。内容物の大きさを改めて記載し、その旨注記。	**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス** 箱館奉行所 1862（文久2） 包紙1点、内容物1点　32×20cm <簿書番外30>
簿書番外30 複製		**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス【複製資料】** 箱館奉行所 1862（文久2） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外30の複製 <簿書番外30>	（変更なし）	**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス【複製資料】** 箱館奉行所 1862（文久2） 1包（1点） 簿書番外30の複製 <簿書番外30>	形態： 誤って原本の形態を記載していたので、元に戻した。	**大工町地所証書入　大工町にて千五百坪の地所を賃貸致し候に付亜コンライスより差出ス【複製資料】** 箱館奉行所 1862（文久2） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外30の複製 <簿書番外30>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外31 原本	函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類 『北海道所蔵史料目録』第4集・76ページ	**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類** 函館裁判所 1875（明治8） 6枚　31cm <簿書番外31>	①形態 既公表目録では「6枚」とあるが、実態に即し「1袋（5点)」に修正した。 大きさ（31cm）は、大きさの異なる複数の資料のうちの一部のものの大きさであると思われるので、削除した。	**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類** 函館裁判所 1875（明治8） 1袋（5点） <簿書番外31>	形態： 袋の点数を明確化 注記： このまとまりは函館裁判所が作成したもので、開拓使が収受し保存したものである可能性もあるが、このまとまりのみからでは判断できないため、作成者である函館裁判所を主務者としている。 しかし、他の簿書及び簿書番外文書の伝来を考慮すれば、開拓使が収受し保存したものの可能性が高いと考えられるので、その旨を注記した。	**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類** 函館裁判所 1875（明治8） 袋1点、内容物5点 開拓使が函館裁判所から入手し保存したものか <簿書番外31>
簿書番外31 複製		**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類【複製資料】** 函館裁判所 1875（明治8） 1冊（1cm）　26×37cm		**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類【複製資料】** 函館裁判所 1875（明治8） 1袋（5点）	注記： 原本に同じ。	**函館東川町之商浅野伊介ヨリ清国人東和号に係る一件書類【複製資料】** 函館裁判所 1875（明治8） 1冊（1cm）　26×37cm

		簿書番外31の複製 <簿書番外31>		簿書番外31の複製 <簿書番外31>		簿書番外31の複製 開拓使が函館裁判所から入手し保存したものか <簿書番外31>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外32 原本	2447　英商トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書［ほか］ ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1874（明治７） ２袋（５点） 標題のほか，「シロタスタラント社中江大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表記の袋あり <簿書番外32> 『所蔵資料目録』12・33ページ・2447	**英商トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書[ほか]** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1874（明治7） 2袋（5点） 標題のほか，「シロタスタラント社中江大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表記の袋あり <簿書番外32>	①公文書名： この文書群は、「トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書」と表書きのある封筒に2点が入ったものと、「シロタスタラント社中え大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表書きのある封筒に3点が入ったものとからなる。印刷目録では「トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書[ほか]」となっているが、井戸貸渡約定書であることが共通していることから、[英商トンソンヒーク社中ほかへ井戸貸渡約定書]としたもの。 ②形態： 他の番外文書の袋に比較し、縦長の封書の形態であったことから、一度は「封」としたが、「袋」と「封」の定義づけが明確でないことから、「2袋（2点・3点)」とした。 ④注記 公文書名の修正との整合性をとるため、「トンソンヒーク社のほか、シロタスタラント社への井戸貸渡約定書」と修正した。	**[英商トンソンヒーク社中ほかへ井戸貸渡約定書]** ［開拓使函館支庁外事課］ 1874（明治7） 2袋（2点・3点） トンソンヒーク社のほか、シロタスタラント社への井戸貸渡約定書 <簿書番外32>	形態： 袋の点数を明確化。また、この資料のみ点数を分けて書くという特殊な記載をするのは避け、他と同様の記載とする。 注記： 印刷目録では袋の表示がそのまま公文書名と注記に記載されていたが、公文書名を修正したので、袋の表示は注記した。	**[英商トンソンヒーク社中ほかへ井戸貸渡約定書]** ［開拓使函館支庁外事課］ 1874（明治7） 袋2点、内容物5点 「英商トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書」「シロタスタラント社中江大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表書きのある袋にそれぞれ2点、3点の書類が収められている。 <簿書番外32>
簿書番外32 複製		**英商トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書[ほか]【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 外事課］ 1874（明治7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外32の複製 標題のほか，「シロタスタラント社中江大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表記の袋あり <簿書番外32>	公文書名、形態、注記； 原本に同じ。	**[英商トンソンヒーク社中ほかへ井戸貸渡約定書]** ［開拓使函館支庁外事課］ 1874（明治7） 2封（2点・3点） 簿書番外32の複製 トンソンヒーク社のほか、シロタスタラント社への井戸貸渡約定書 <簿書番外32>	形態： 誤って原本の形態を記載していたので元に戻した。 注記： 原本に同じ。	**[英商トンソンヒーク社中ほかへ井戸貸渡約定書]【複製資料】** ［開拓使函館支庁外事課］ 1874（明治7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外32の複製 原本は、「英商トンソンヒーク社中へ内澗町三十九番地井戸貸渡約定書」「シロタスタラント社中江大町井戸貸渡シ約定書其外書類」と表書きのある袋にそれぞれ2点、3点の書類が収められている。 <簿書番外32>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）

簿書番外33 原本	7137　**[札幌近郊地図]** ［開拓使 札幌本庁］ ［1882（明治15)］ １袋（13点） 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 〈簿書　番外33〉 『所蔵資料目録』18・39ページ・7137	**[札幌近郊地図]** ［開拓使 札幌本庁］ ［1882（明治15)］ 1袋（13点） 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>	①形態 印刷目録では形態を「１袋」としていたが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、まとまりを示す「１括」とした。 点数は、1枚の図が継ぎ目から剥がれ2枚になっていたものを補修して1枚としたので、13点から12点となった。	**[札幌近郊地図]** ［開拓使札幌本庁］ [1882（明治15）] 1括（12点） 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>	形態： 物理的に括ってはいないため、単に「12点」とした。	**[札幌近郊地図]** ［開拓使札幌本庁］ ［1882（明治15)］ 12点 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>
簿書番外33 複製		**[札幌近郊地図]【複製資料】** ［開拓使 札幌本庁］ ［1882（明治15)］ 1袋（1cm）　36cm 簿書番外33の複製 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>	①形態： 「1袋（1cm）36cm」となっているが、袋は保存容器で、大きさも保存容器としての袋のものであったため、原本の「1括（12点)」と同様の記載に修正した。	**[札幌近郊地図]【複製資料】** ［開拓使札幌本庁］ [1882（明治15）] 1括（12点） 簿書番外33の複製 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>	形態： 物理的に括ってはいないため、「1括」を削除。原本で補修して１枚にしたものを、複製では２枚のままにしてあるため「12点（13枚)」とした。	**[札幌近郊地図]【複製資料】** ［開拓使札幌本庁］ ［1882（明治15)］ 12点（13枚） 簿書番外33の複製 年代は絵図に書き込みの村名、建物、橋、鉄道線等により推定 <簿書番外33>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外34 原本	7079　**[脱落文書]** ［開拓使 函館支庁］ 1874（明治７） １袋（４点） 〈簿書　番外34〉 『所蔵資料目録』18・34ページ・7079	**[脱落文書]** ［開拓使 函館支庁］ 1874（明治7） 1袋（4点） <簿書番外34>	①文書断片の移動 この文書群は、もともと他の文書群（簿冊を含む）から脱け落ちたと思われる断片を一括し、「[脱落文書]」の公文書名としていたものである。しかし再整理の過程で、他にも[脱落文書]とすべき断片が見つかったため、それら12点をこのまとまり（請求記号単位）へ移した。 なお、この移動の前から、この請求記号単位の中に北海道庁内務部の断片（明治27）がある。 ②主務者名： 印刷目録は主務者を[開拓使函館支庁]としていたが、道庁内務部の文書断片等があるため､[開拓使函館支庁、北海道庁ほか]とした。 ③編綴文書年次 印刷目録では「1874（明治7)」としていたが、明治27年の文書断片も含まれており、再整理で移動した12点は明治27年以降までは下らないと推定できるため、「[1869～1894（明治２～27）]」とした。 ④形態 印刷目録では形態を「1袋」としていたが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、まとまりを示す「１括」とした。	**[脱落文書]** ［開拓使函館支庁、北海道庁ほか］ ［1869～1894（明治2～27)］ 1括（15点） <簿書番外34>	形態： 物理的に括ってはいないため、単に15点とした。 注記： 再整理により内容物の一部を他の請求記号に移動したことを明示。	**[脱落文書]** ［開拓使函館支庁、北海道庁ほか］ ［1869～1894（明治2～27)］ 15点 簿書番外10「函館府書類　明治二年」の表紙・裏表紙、簿書番外13のうち「表紙のみ（漁業資本に関する件)」「表紙のみ（明治十九年　官吏進退賞与慰労職務身分)」「表紙のみ（明治十三年　本支庁東京出張所郡区役所局課往公文事目録)」「袋のみ（地所一件古書類見出物)」、簿書番外20のうち「請書（山鼻村副総代辞令)（断片)」「広尾郡若松忠次郎（？）に関する文書（断片)」「雇採用に関する付箋（職務係)」「犯罪及処刑表関連の表についての付箋」、簿書番外25から「袋のみ（Letters from foreign merchants of 1877&78)」「袋のみ（Printed Notices,Rules and Regulation（通達、規則集))」を移動 <簿書番外34>

			点数は、他の請求記号単位から文書断片を移動してくる前の段階で既に4点のまとまりが特定できない状態であった。 そのため、新たに加えた12点と合わせ「１括（15点)」とした。			
簿書番外34 複製		**[脱落文書]【複製資料】** ［開拓使 函館支庁］ 1874（明治7） 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外34の複製 <簿書番外34>	①文書断片の移動： ②主務者名： ③編綴文書年次： 原本に同じ。	**[脱落文書]【複製資料】** ［開拓使函館支庁、北海道庁ほか］ ［1869～1894（明治2～27)］ 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外34の複製 <簿書番外34>	注記： 原本に同じ	**[脱落文書]【複製資料】** ［開拓使函館支庁、北海道庁ほか］ ［1869～1894（明治2～27)］ 1冊（1cm）　26×37cm 簿書番外34の複製 簿書番外10「函館府書類　明治二年」の表紙・裏表紙、簿書番外13のうち「表紙のみ（漁業資本に関する件)」「表紙のみ（明治十九年　官吏進退賞与慰労職務身分)」「表紙のみ（明治十三年　本支庁東京出張所郡区役所局課往公文事目録)」「袋のみ（地所一件古書類見出物)」、簿書番外20のうち「請書（山鼻村副総代辞令)（断片)」「広尾郡若松忠次郎（？）に関する文書（断片)」「雇採用に関する付箋（職務係)」「犯罪及処刑表関連の表についての付箋」、簿書番外25から「袋のみ（Letters from foreign merchants of 1877&78)」「袋のみ（Printed Notices,Rules and Regulation（通達、規則集))」を移動 <簿書番外34>

請求記号	印刷目録	電子目録（修正前）	再整理内容	再整理後目録	再整理後目録からの変更内容	電子目録（再修正後）
簿書番外35 原本	7113　**千葉重吉腐敗薬種代価弁償及出願壱件書類** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1865～80（慶応１～明治13） １袋（25点） 〈簿書　番外35〉 『所蔵資料目録』18・37ページ・7113	**千葉重吉腐敗薬種代価弁償及出願壱件書類** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 1袋（25点） <簿書番外35>	①公文書名： 印刷目録の公文書名はこのまとまりの中にあった袋の表書きをそのまま記載したものであるが、実際にはこの表示に該当する文書はなく、内容に共通するのは諸外国の商人からの書翰やその翻訳和文であることから、「[外国商人書翰]」とした。 ②形態： 印刷目録では形態を「1袋」としているが、この袋は保存容器とみられ、再整理時には存在しなかったため、まとまりを示す「１括」とした。 また、印刷目録ではあるまとまりを1点として数えたうえで25点としていたようだが、再整理の時点で25点のまとまりが明確でかったため、内容	**[外国商人書翰]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 1括（38点） <簿書番外35>	形態： 物理的に括ってはいないため、単に38点とした。 注記： 旧公文書名を注記した。	**[外国商人書翰]** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 38点 公文書名を「千葉重吉腐敗薬種代価弁償及出願壱件書類」から修正。 <簿書番外35>

			を精査し直した結果、38点となった。			
簿書番外35 複製		**千葉重吉腐敗薬種代価弁償及出願壱件書類【複製資料】** ［開拓使 函館支庁 記録課 外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 1冊（1cm） 26×37cm 簿書番外35の複製 <簿書番外35>	①公文書名： 原本に同じ。	**［外国商人書翰］【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 1冊（1cm） 26×37cm 簿書番外35の複製 <簿書番外35>	注記： 原本に同じ。	**［外国商人書翰］【複製資料】** ［開拓使函館支庁記録課外事係］ 1865～80（慶応1～明治13） 1冊（1cm） 26×37cm 簿書番外35の複製 公文書名を「千葉重吉腐敗薬種代価弁償及出願壱件書類」から修正。 <簿書番外35>